

(32) 研究施設

提案基準32 「研究施設」

研究施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 研究施設は次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 市街化調整区域内にある既存施設（研究施設、工場等）と密接な連携が必要不可欠であり、当該既存施設の近隣接地に立地する合理的理由を有する研究施設（製造の事業に関する研究開発を行うものに限る。）
  - (2) インターチェンジ周辺等の区域内であって、当該地に立地する合理的理由を有する研究施設（製造の事業に関する研究開発を行うものに限る。）
  - (3) 工業系ゾーンとして位置づけられた区域内であって、当該市町村が誘致又は積極的に立地を推進する研究施設
  - (4) 工業地域等の周辺地区内であって、当該市町村が誘致又は積極的に立地を推進する研究施設
- 2 当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がないものであること。
- 3 当該周辺地域における道路等公共公益施設の現況及び計画に支障を及ぼすものでないこと。
- 4 建築物の用途は研究活動に必要な不可欠なもので構成されていること。
- 5 申請に係る土地は、次の各号のすべてに該当すること。
  - (1) 農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。
  - (2) 当該研究施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として6メートル以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から幹線道路に至るまでの区間において確保されていること。
  - (3) 原則として5000平方メートル以下であること。
- 6 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地の外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。
- 7 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
  - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建ぺい率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。
  - (2) 騒音、振動等による環境悪化の防止策が講じられていること。
  - (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。

<留意事項>

- ア 要件1（1）及び（2）の「製造の事業に関する研究開発を行うもの」については、県産業雇用担当部局の意見書により確認する。
- イ 要件1（2）の「インターチェンジ周辺等の区域内」とは、提案基準14「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」の要件3に掲げる区域をいう。
- ウ 要件1（3）の「工業系ゾーンとして位置づけられた区域内」とは、提案基準25「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」の要件1に掲げる区域をいう。
- エ 要件1（4）の「工業地域等の周辺区域内」とは、提案基準31「工業地域等の周辺における工場建設」の要件1及び留意事項アに該当する地区内をいう。
- オ 要件1（3）及び（4）の「当該市町村が誘致又は積極的に立地を推進する研究施設」及び要件2の「当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がないもの」であるかについては市町村長の意見書により確認する。
- カ 要件4の建築物の用途には住宅、寄宿舍は含まない。
- キ 要件7（1）のうち、建ぺい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法79条の規定による許可条件として付加する。

**【解説P27, P28, P60, P84参照】**